

## 遊仙窟「菅家本」考

平井, 秀文  
福岡学芸大学助教授

<https://doi.org/10.15017/12334>

---

出版情報 : 語文研究. 10, pp.47-56, 1960-05-30. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 遊仙窟「菅家本」考

平井秀文

一、遊仙窟の伝承家

二、醍醐寺本所引「菅」本——その本文

三、醍醐寺本所引「菅」本——その傍訓

四、成實堂文庫本所載「菅」本について

五、結び——菅家本の説

その巻頭に、著者名を記すことは異とするに足りないが、官職までを冠して「寧州粟染具尉張文成作」とある遊仙窟は、そのことが物語創作という類のものにおいてだけに、若さにまかせて創つたであろう文成の態度がうかがわれる。それがまたこの書の中国における運命を示しているように、かれの伝記には他の作は載録せられてゐるのに、何故かこの遊仙窟だけはその名をとどめず、やがて、生まれた本土からは、全く姿を消してしまつた。その間、日本や新羅の使が入唐すると、大金を出して購つたものなかにこの遊仙窟があつて、異邦日本ではこれが大いにもはやされた。その上、唐代

人の手に成ると考えられる古注を有つ双注本さえ保存せられ、まこと、原作者には想像もされないような後世伝承の状態である。

わが国に伝えたのは、唐書などの記しているように、遣唐使の人々であろう。しかし、その後現在まで伝わっているいくつかの鈔本に見える書写の事情や、訓読語の字書類における援用状態などから察して、仏徒によつて保持せられてきた歴史的な事実は否定しがたし。さらにはまたその仏徒といつても、真言宗に關係ありと認められるものの少なくないことから、宗祖弘法大師がその著「聾瞽指帰」の序で文成について論じたことが、同宗徒に遊仙窟がとくに伝承せられるにいたつたのではないかとの説もある（注1）。宗祖の説いたことが影響を与えることはあつて不思議ではないが、それなら空海の言及した他の文献についてもそうあつていいはずなのに、かならずしもそうとはいえないのは、真言宗に限らず僧徒がよくこれを伝え来たつたのには、またそれだけに別のわけも考えられる。古い伝統を有つ宗派に古い文献が多く伝えられるのは当然で、ひとり仏教經典の類に限らずその他の古点本の類の伝承も寺院に多へしたがつてそのなかでも伝統と教学に誇る真言宗においてその傾

向が著しいのは、「点本書目」の類を見ても明らかである。遊仙窟の場合も、空海に結びつけるまでもなく、学僧は真言宗に多かったという事実を考えればよい。一部の僧徒の間にこれが迎えられたのは、近時かの変文との交渉さえ説かれるその行文への魅力か、あるいはかれらの生活環境からは考えられそうにないこの物語がつづる架空の世界への好奇心などではなかったか。

すでにこういう文章は訓読せられるのが常であった時代だけに、かれらの座右にあつたこの書の訓読が、わずかではあるが、靈異記の訓釈などとともに、いちちはやく新撰字鏡にも採られ、「随見得耳」としてまとめられた条にその姿をあらわしている。僧徒は、もちろんこの訓読は大いに認めた。といつても、そのためにこの書を伝承したわけではなく、保持し誦誦することからこの訓読に意を留めぬのである。

漢籍を訓読すること、すなわちその講読は博士家の業である。紀伝道が史記・前後漢書さらには文選を専らとするのからいえば、遊仙窟が読まれるには当然この道の博士たちによつたであろう。世に伝える文保三年の文章生英房の序は、まさにそれを説明しているといつてよい。▲注2 V

嵯峨天皇書卷ノ中、撰ビテ遊仙窟ヲ得タリ。紀伝ノ儒者ヲ召シテ伝受セシメント欲ス。諸家ニ皆伝フルコト無シ。学士伊時深ク愁歎ス。時ニ木島ノ社頭林木鬱鬱タルノ所、木ヲ燒キ草ヲ結ビテ、老翁有リ。両眼ヲ閉テ常ニ誦ス。問ヘバ遊仙窟ヲ読ムト云云。伊時聞キ及ビテ、深齋スルコト七日、衣冠ヲ整理シテ、慎ミテ陪從ヲ引キテ、翁ノ所ニ參詣ス。誰カ来ルト云フ。

答ヘテ曰ク、唯唯トシテ跪キ申ス、遊仙窟ヲ得ンカ爲ニ參ル所ナリト云云。翁ノ曰ク、幼少ニシテ自ラ客シミテ此ノ書ヲ受ク。年闋ケ事ニ倦ミテ、僅カニ学誦スル所ノミト。重ネテ申ス、願ハクハ此ノ書ヲ教ヘヨ。僕苟シクモ王家ニ候シテ、学士ノ職ニ居リ。少幼ヨリ文ニ暗ク読ムベキ無シ。哀矜ヲ垂レヨト。翁暗シ読ム。伊時仮名ヲ付ケテ、一帙ヲ読ミ畢ンヌ。還帰ノ後、種種ノ珍宝ヲ送ル。菴ノ跡異香郁郁トシテ、其ノ跡無シ。其ノ後感シテ書ス。大明神ノ化現タルニチカシ。

文保三年四月十四日、申田禅菴ニ授カリテ序シ畢ンヌ。

文章生英房

現存の双注本はすべてこれを載せ、ただ神宮文庫本だけは末尾の年記署名を欠いている。故意か否かは別として、注意すべきである。もつとも、この伝説的説話はそのまま信すべくもないが、明らかに訓点の授受が行なわれたことを示している。学士伊時はわからないが、その同訓たることから、醍醐寺本の奥書や明文抄にも見える同類の説話にある江中納言維時の異伝と認める。すると、この訓点は大江家の所伝ではないかと考えられ、それを証するのは、諸鈔本に多かれ少なかれ用いられているヲコト点である。▲注3 V

遊仙窟の伝本はすべて加點せられ、そのうち最も多くヲコトを用いているのは陽明文庫本である。家伝点として明らかに知られるものに徴すると、点譜にいう江家の紀伝点にまことによく合致する。諸点譜にも多少の異同錯綜は免かれないので、全く一致するということはないが、同点であることは否定できない。昔家点とは、かなりの相違がある。他の諸伝本はヲコト点を用いることきわめて少な

いのであるが、それでも残されている限りにおいては、陽明文庫本の  
のと、そして江家所伝紀伝点と、完全に一致する。ヨコト点だけが  
江家点で、傍訓は他家のものとは考えられないから、維時の盛名に  
代表せられる大江家の所伝とする伝承説話は、故なしとはしないの  
で、不合理なところのあるなかに、やはりどこかに事実を伝えて  
いることを知る。なお、陽明文庫本には、これに関して江家所伝を  
明示した次の一例がある。

南に喬木有(リ)、休息す可(ラ)不。漢に遊女有リ、求む  
可(ラ)不思。(二十ウ)  
思辭也江  
辭

すなわち、「息」を「思」と同じく「辭」であるとする「江」家伝  
を注している。これは毛詩「漢広」章の詩を引いたものであるが、  
清原宣賢の毛詩抄を調べると、この条に、

注に、思、辭也、とある程に、この息の字も思で有うぞ。  
字のなりが似た程に紛れたを、休息にして、やがて點を付た  
ぞ。……三詩の時、韓詩と云がある。其には息を思と云ぞ。  
於字の上に韻をふむ。面白ぞ。江家にも息をよまず、鄭玄が注  
には息をよむぞ。△注4▽

として、江家点を伝えていた。ただし、陽明文庫本がここにだけ  
「江」を注記したのは、遊仙窟の訓点のこととしてではなく、そこ  
に引かれた毛詩に対する江家点の説として、とくに注意したもの  
と解すべきであろう。

紀伝道の博士として、代代その道をもつて仕えたのは菅原家であ  
り、紀伝学者の主流をなしていた。江家にあるなら菅家に伝えられ

ていてもあたりまえである、それを辛うじて伝え残しているのが醍  
醐寺本であり、また成簀堂文庫本でもである。

二

醍醐寺本の異本注記は、「イ」「イ本」などともに「菅」があつ  
て、これが「菅家本」を示すものと認められる。全部で四十九条を  
数えるが、そのうち本文の文字異同に関するものは十八条、さらに  
傍訓にも及んでいるものが四条あり、残りが訓読に関するものであ  
る。まず、本文についてのものを類別列挙し、かんだんに解説す  
る。△注5▽

⑫東門五色瓜(三九) ⑭先不相識(三九)  
菅 菅  
本菅

⑮僕答曰舊来(三九) ⑯簾竿間管(四四)  
下官詠菅 菅  
菅

⑲洛川曉其廻雪(四六) ⑳遂作而憐謝日(四六)  
浦菅 菅  
菅

㉑詎知可憎病鵲(六四) ㉒少時夜深天曉(六五)  
誰菅 菅  
菅  
菅  
菅

㉓自昔教攸愁(六六) ㉔可行至三三三(七二)  
菅  
菅  
菅  
菅

右の十条は、これを他の諸本に比べると、すべて注記せられた  
「菅」本と同じであつて、ひとり醍醐寺本だけが異なっていること  
がわかる。⑫の例の如きは、青門と東門とそのいずれでも正しいこ  
とは、

長安城ノ東門ヲ青門ト号ス。五色ノ瓜ヲ出ス也。

という古注が、双注本にあることで知られる。この注文は「青門」を本文と認める説明で、この一条から見ても、醍醐寺本が双注本と本文を異にすることは明らかである。⑮の「菅」は「詠」だけにかかつていて、その上の「下官」にまでは関しないと解する。それは、無記号で異文を注記する例がいくつも見られる、その一例と考えるからで、他にも無記号で「僕詠曰」の「僕」の左に「下官」と注している全く同じ例があることによる。⑯は「可」に對するものと思われるが、これは傍訓の項で考える。

⑯十娘詠曰眼心俱憶念(四〇)  
答菅

⑳成蹊竟不言(五二)  
跡菅 上菅

㉑還捉和香焼(五八)  
扶菅

㉒翠柳開眉色(六六)  
上菅

㉓大夫存行迹(七〇)  
返菅

ここに挙げた五条は、前述のとは反對に、かかる文字を示すのは「菅」本だけで、他本にその例を見ない。㉔は周知の句で、注文にも

史記ニ曰、桃李言ハ不、下自ラ蹊ヲ成ス也。

とあるとおりで、真福寺本では「蹊」と訓じている。「菅」本、おそらくこの「アト」の訓にしたがったのが「跡」字に誤らせた因を成すのではないか。陽明文庫本がこの字を「路」としているのは、その附訓「ミチ」にひかれての所産であろうことが考えあわせられる。

㉔愚者千慮且有一得(四二)  
亦菅

㉕下官詠曰昔時過少苑(五二)  
遇菅

㉖柳澹而去行到山口(七二)  
何言菅

この三例で注意すべきことは、この「菅」本は全く真福寺本に一致することである。もつとも、⑰は刊本もまた「亦」に作っている。他本は「必」であるが、この両字形はよく相誤られるもので、醍醐寺本の「且」は他に例のない一例となる。⑱は、真福寺本ひとりその字に即して「アヘリキ」と訓ずる。⑲は、別に陽明文庫本がその左に同じく「何言」と無記号ながら注記しているを、見のがすことはできない。

傍訓にも及んでいない例のあることは、さきに述べたが、それは次の四条である。

㉗城南崔桑之禾江上蟬鳴之稻(三八)  
雀品菅

㉘下官起謝曰仰与夫人(三九)  
予菅

㉙水明魚影淨林翠鳥歌喧(五三)  
静菅

㉚長夜枕拈頭十娘報以雙履(六八)  
渠菅

これらは、すべて諸本同じで、ひとり醍醐寺本だけの異文となるが、⑰は、字形の類似から「雀品」を「崔桑」に誤りさらに文字に

ひかれて「サイサム」と訓じたにすぎず、明らかに誤写による。

以上が本文に関するものすべてであつて、この範圍だけから見  
た菅家本の性格は、ほゞ次のようになる。

菅家本だけに用いられている独特の文字は、わずか五例にすぎない。それにやや類するものとして、少数の他本にだけ一致するものは三例で、それがわずかとはいえ、すべて真福寺本に通ずるという事実を指摘しよう。あわせて八条であるが、傍訓にも及んでいるものを合めての本文異同がすべてで二十二条あることからすれば、残りの十四条は、醍醐寺本以外の諸本と共通する本文を有することになる。この限りにおいて、誤写をもあわせて、醍醐寺本の本文が、かなり異なっていることを、はつきり認めさせることになる。原本はいうまでもなく一つであるから、異文は誤写によるか不明瞭な字  
体の意改によるかなどであろうから、この短篇に、そう甚だしい相違が多く生ずべくもないことを、菅家本は、いちおう示していると認められよう。それでは、訓読に関するものを調べてみる。

### 三

本文とともに傍訓にも及んでいる例は前項に記したが、ここには、醍醐寺本との異訓を注記した二十七条について解説する。

まず、菅家本の訓が他の諸本に見られないものは、次の七例を数える。いわば、現存遊仙窟における孤訓ともいふところである。

① 燧煙の八子の柵、東門の五色の瓜、(三九)

② 僕、因て詠て曰、雙ヘル鷓子、(五〇)

②③ 一の床に両の好無シ半醜に亦、何の妨カアラン(五六)

③④ 忽に狂風のソボレタルニ遇フテ(五九)

③⑤ 少時に眼、花キ、耳、熱リ、(六四)

③⑥ 狂鷄のウカレトリノ三更に曉を唱(六四)

③⑦ 数人の猶、舊の處に在テ立リ。(七二)

はじめの①は、諸本すべて「カラナシ」と訓じている。②も全く孤訓であるが、醍醐寺本にある左訓とともに、ここにかかる訓あること、いかにも解しがたい。③はその字音を示したのであるが、真福寺本は字訓「ニク、トモ」と傍訓する。醍醐寺本は、いわゆる百姓読みにしたがったものというべく、字音は示したものの誤りも甚だしい。④の訓また解しがたいが、「シツ」は「ツシ」の転倒であり「カサ」は「カセ」とあるのを異体字「セ」を類形から「サ」に誤読したのであろう、したがって「ツシカセ」とあるべく、真福寺本の右訓に「狂風」とあるに共通する訓となり、菅家本だけの孤訓ではなくなる。遊仙窟の点本に共通することは、同一語に二訓以上を併記することの珍しくないという事実である。異訓をそのまま伝えようとしたもので、それぞれの諸訓が完全に一致することはなくとも、どれかに同訓があつて、右に孤訓としたものの外は、菅家本の注記点も、どれかの本の傍訓に見える。

字音の注を傍記したのは、前の②とともに次の二例がある。

④ 豹胎、玉の聲に紛紛(下)マカヘリ(三八)

⑬ 龍稜、久ク、聲を絶ツ（六八）

サの右肩に斜線で合点があり、それがそのまま成實堂文庫本にも見える。この字音は、双注本にも字書を援用して「音蘇和ノ反」と注しているが、諸本傍訓なく、ひとり真福寺本がその右側に「之差反」と記しているのがめだつ。

異訓として、音読すべきことを注したものである。

⑭ 風を迎（テ）細キ影を（マコハス）  
転（ス）  
（三五）

⑮ 方便に他を惱シテ来レリ、（五〇）  
ハテガ人ナシテ、  
シテ音ナリ

⑯ 此の時に一音去（ヨ）  
ヒルコト、  
經（六六）

ヨコト点だけで「転す」とあるのが他本にも見え、音読か訓読かの語尾を示したもので、いずれとも断定できない。「方便」の例は、真福寺本が音合符でつなぎ「シテ」を送って音読しているのと、同訓を示すものと認められる。⑭は「一音去」に音合符がありその右に「音」を注し、さらにその右に「ヒ」があるので、「一（タ）ヒ去ルコト」の訓読に対して音読を示すものと解せられるが、後に述べられるように、成實堂文庫本では逆に「ヒ」に「音」を注する形で記されている。

反対に、音読ではなく訓読すべきことを注するのがある。

⑰ 河東の紫ノ塩、嶺南の丹キ橋、（三九）  
ノ音、ノ音

これは音合符があつて音読語たることを示しているのに対し、「音」本は「紫ノ塩」と訓ずることを教えている。図書寮本名義抄は、ちようどこの句をそのまま「遊仙窟云」として援用しているが、そ

の訓法は全く示されていない。

活用、あるいは活用形のちがいであるもの、下にくる接続語のちがいを示すものの一群がある。

⑱ 向來に顔色を（ウケル）  
ウケ音、  
承（三七）

⑲ 翠の柳は眉の色を開（六六）  
上音、下音

「開ケ」と訓じているのは、他に真福寺本があるだけである。

⑳ 心膽俱に碎ク、（三七）  
クタ、  
ケタリ音

㉑ 豈に敢て外に在ムヤ（三七）  
アテ音、  
ケタリ音

すべて小さい異同であるが、わざわざ「音」と注しているもので、それぞれ他本の訓と多かれ少なかれ通ずる。

傍訓注記でいちばん多いのは、いっばんに語のちがいを示す訓であつて、諸本に異同はあるが、それぞれ同訓はどれかに見える。

㉒ 明カナル月ハ炊故とネタマシカホニ窓に臨リ（九）  
アキテ、  
アガツキ音

㉓ 児は是九泉の（下）人（三七）  
シタノ、  
イヤシキ人ナリ

㉔ 琳の下ノ肥エタル（下）  
キコ、  
イヤシキ人ナリ  
（三八）

ほとんどの諸本が、「音」本と同じく「クワ」訓にしたがっている。

㉕ 辞ヒ不歌フ者、  
ケルシキコトヲ、  
キコ、  
シムコトヲ  
（四七）

㉖ 今娘子ト共に、相ヒ配ス（四五）  
ナラヒテ、  
アタレハ音

③①③② 緑の鞆カハヒヒを去テ花ノ容眼ニ満カタチ (六四)

「スツ」と訓するのが、ほとんどの諸訓に通じてのことである。③② 鞆の本文と「シタウツ」の訓とを併せ用いているのは、この「菅」本と真福寺本とだけである。本文の同じ醍醐寺本は異訓であり、他の諸本はみな本文「林」に作っており、陽明文庫本はそれに「マエタレ」の訓をつけながら他に「シタウツ」も併せ記し、さらに本文左に異文として「鞆」を示しているのは、この「菅」本に通ずるものを校していることが注意をひく。名義抄では、両字ともに「シタウツ」の訓を記している。

③⑦ 歎ウツキヨとタシナゲイテンテ仰イテ規ルルに能ハスハス (六六)

この「菅」訓も、すべてその諸本と通ずるものであり、醍醐寺本ひとり異訓を有することを示すにすぎない。

④② 鳳錦カケミヲ行カケミに須ク贈ルベシ (六七)

最後に、説明を要する次の一例が残っている。さきに本文④⑥で注意しておいたもので、

④⑦ 行ハカリて二三里ハカリに至ルニ可ニ (七二)

と訓読せられるが、「可」字は諸本にすべてなく、「菅」本のように「ハカリ」と補読せられている。したがって「菅无」の記されている位置が誤られたので、一字上の「可」につけたものと認むべく、それによって「行て二三里ハカリに至ル」と訓読はかわらないのである。この推定は、次項における成實文庫本の記述によって確かめられる。

傍訓として「菅」記のあるのは、以上がそのすべてであり、この異訓というのも、本文の場合と同じように、菅家本の特異なものであることを示す例は、ほとんど考えられないのである。菅家本だけに見える異訓は、わずか七条であり、それも既述したような一二の例を除いては、甚だしい訓読の差とはいえないものばかりである。さらに、菅家本と少数他本とにだけ共通する例も数多くはないが、そのうちの半ばは、これまた真福寺本だけに見られるにすぎない。

#### 四

菅家本の存在を知らせるものは、従来この醍醐寺本だけであったが、成實堂文庫本を検するに及んで、それにもまた「菅」注記がありしかも全く醍醐寺本のをそのまま写したようなものであることは、そのだいたいのことについて報告したことがある。△注6V、すなわち、成實堂文庫本に載せられた「菅」注記は、すべてで三十二条を数えるが、たがいに異なった部分にあるわけではなく、全く同一のところ注せられているから、醍醐寺本にくらべると、十七条少ないことになる。醍醐寺本に対比して、やや注意すべき異同の点をあげてみよう。△注7V

⑬ 下官起謝曰予夫人フレイ(三)与スモ(二十一オ)

諸本と同じで、「菅」の注記が示されるだけのちがいである。醍醐寺本の本文は「仰」であって、「予」がそのまま「菅」として傍記せられていたものが、ここでは入れかわって、「菅」の注記は残ったものの、その異文が本文となってしまうと、「仰」は、全く姿を消している。次の二例も、これと類を同じくする。

②⑥魚影 静キヨク林翠ニシテ鳥歌ウツカ 喧カシ (二十六才)

④④長夜渠ミツカノ(ノ)頭カウ(ヲ)枕マクニセヨ (三十二ウ)

醍醐寺本はそれぞれさきに示した番号の例によつてうかがわれるが、②⑥は本文「静」であったのに「菅」本の「静」が入れかわつただけで、傍訓にはまた「菅」注記が残っている。④④は本文「渠」がそつくりなくなつて「菅」本の「渠」が入れかわり、傍訓だけはそのまま「菅」を残している。これらは、後で述べる「菅」本がそのまま本文となつていて「菅」注記さえなくなつていく多くの例と、その軌を一にするものといふべく、「菅」が注記せられていくか否かの差があるにすぎない。

④①此時ヒ去ルコト(ヲ)経フ(三十ウ)

さきに述べたように、ここは「一(タ)ヒ」が「菅」であるようになつているが、音合符に対しての「菅」注記が原形であろう。

④⑦馬著千(タ)ヒ慮(テ)必亦一得有リ (二十二才)

④②緑(ノ)林カハタヒ(ヲ)去テ花ノ容目カタチニ満イ (二十九ウ)

この二例は、「菅」本を示すこと全く同じであるが、さらに「イ」本も一致していることを明らかにしたもので、この文庫本で所々に用いられている「イ」本が、「菅」本とは別の本であることを物語つていふといつてよい。これはまた、次の一条にもあらわされてい

④⑥⑦十娘(ノ)手子タナスニ(ヲ)把テ而別ル〇行(テ)二三里ハカリ 菅ハカリ

(三)至ル (三十四ウ)

「別」と「行」との間に〇印をして、そこに「イ」本は「可」とあるが、「菅」本はそれが無いことをいつている。前の項で、このところの、醍醐寺本の傍訓位置の誤りを推定指摘したが、この注記形式が全くよくそれを説明しているといえよう。

成實堂文庫本が、直接に「菅」本を引いたものではなく、醍醐寺本のように「菅」注記を有する本をそのまま写したのであることは、共通部分で右の三例を除いては、全く同じ表記形式を採つていくことで想像できるが、なおそのなかで、次のような例によつて確かめることができる。

④②水明(ニシテ)魚影 静キヨク (二十六ウ)

語尾の「ナリ」は、はじめ「ナル」と書いたのを、そう書き改めたことが明らかに見えていて、誤写をすぐ訂正したものである。

④③忽(ニ)狂風(ニ)遇フテ (二十八才)

「狂風のツシカセ」であることは、さきに述べたが、「菅」の下に何故に不要の如き「ノ」が記されているか。おそらく底本「風」に記されたヨコト点「の」が、こうした形で残つたものであろう。底本のヨコト点がよまれていなくなつたと思われるところは少なくなく、かえつてそれに底本をよくうかがわせるものがある。

④③少(ノ)時(ニ) (二十七ウ)

前者の「菅」訓のなかの「キ」は、醍醐寺本では古体「ノ」(右斜

線)であるが、この本でもその字体までそのまま踏襲して近体「キ」を用いないこと、また後者の例は、「サ」の右肩に斜線の合点ある特例であることはさきに注意したが、その符号までもこの本はそのさま残していることなど、底本に準じたものであることを明らかにしている。

醍醐寺本に「菅」とあつて、成實堂文庫本にはそれが無い七七条はどうなっているか。対照しながら調べてみよう。その第一は、全く同訓であるが、ただ「菅」の記号がないものである。

①明アキラカナルハ月アキラカナルハ——明アキラカナルハ月アキラカナルハ (七オ) ②相配ヒサ——相配ヒサ (二十七ウ)

これらは、書写にあたって、脱したものでないか。これに類するものは、

⑧麻モ——楯モ (二十オ) ⑩奈カナシ——奈カナシ (二十ウ)

⑬十娘詠曰カワサ——十娘詠曰カワサ (二十一ウ)

⑮過ヨキリ——過ヨキリ (二十六ウ)

これらは、「菅」注記はもちろん、異訓異文までもないものである。ここにいたると、書写の脱文というよりも、底本になかったかも知れないと考えられる。

右に述べたものの外は、すべて、醍醐寺本で「菅」本として傍注せられていたものが、そのまま本文になっているのである。

⑦雀サヤサム——雀サヤサム (二十オ) ⑫東門シヤクサウ——青門シヤクサウ (二十ウ)

⑭先モトヨリ本 (二十一オ) ⑮僕モトヨリ答曰モトヨリ——下官詠曰モトヨリ (二十一オ)

⑰蕭竿ソウカン——蕭管ソウカン (二十二ウ) ⑱洛川ラクケン——洛浦ラクポ (二十三ウ)

⑲遂作スヱサク而儔ニヒト謝曰ニヒト——遂作スヱサク而謝曰ニヒト (二十三ウ)

⑳詔知シウチ——誰知ニヒト (二十九ウ)

㉑少時シウジ夜深ニヒト天曉テンキョウ——少時シウジ天曉テンキョウ (三十オ)

㉒昔シキ自ミ数カズ攸キ愁シウ——自ミ昔シキ攸キ愁シウ (二十オ)

以上が、醍醐寺本の「菅」注記の部分についての相違するところであるが、他に一条㉓の例は、ちようど成實堂文庫本の脱了となっているところで、異同のほどは参照できない。

傍訓の場合はそうでもないのに、本文異同の例にかぎって、その大部分が、「菅」本文と同一の本文であり「菅」注記がなくなっているのは、一見、意をもつてそう改め写したようにさえ思われる。しかし、わずかながらやはりもとのままと思われる「菅」注記もあるので、かんたんには断定できない。いずれにしても、菅家本を直接に対校したのではなく、醍醐寺本のような形の底本によつての書写であろう。したがって「菅」のなしいのは写脱もあろうが、底本すでにそうなっていたこともあつたのではないか。傍訓などで、甚だしい誤写と認められるものも少なくない写本であることも、あわせ考えなければならない。

## 五

遊仙窟に、菅家の伝本があったことは明らかである。そして当然のことながら、それは加點本であったことも事実である。しかしながら、これだけしかわからないので、「菅」注記以外のところには全く異文異訓がなかったとは思われない。これらによつて、菅家本に復元できるなどというのではない。例えば、醍醐寺本は、古典保存会本によれば本文は七十四頁である。しかるに、「菅」の注記を残しているのは、①を除いては、すべて三十五頁以下においてである。つまり、全体の正に後半部にあたるところに集まっているという事実である。偶然としても、ややかたよつてゐる。さらにその前半部には異文の校合注記はあるが、「イ」「イ本」と注した十一條ばかりである。このことから、「イ」「イ本」と「菅」とが、ともに菅家本であるとする説さえ生ずる。それはわたしは採らないが、かたよつて存在することは否定できない。△注8▽

醍醐寺本は、康永三年の模本である。その原本は、正安二年本である。したがつて、菅家本の対校注記は正安になされたものか、あるいはその底本に全部あるいは一部すでになされていたかも断定できない。いつのものにしても、どれだけ忠実な対校であつたかといふことがわからないから、さきに述べた偏在の事実もそのままに認めるほかはない。菅家本といつても、ただ一本だけとは断定できない。いくつかに伝写せられたものがあつたとすれば、自然それらの間に小さい写し誤りなどが生ずる。傍訓にしても、ただ一訓だけとは限らず、他本の訓と一致するものも多いのは、原文に差がない以上は、あたりまえのことである。菅家本の本文あるいは傍訓が、他本とどう交渉するかは、だいたいそれぞれの項で述べたが、そ

の結論は、「菅」注記のかぎりにおいては、唯一の例というものはきわめて少なくして、かえつて、醍醐寺本の誤写を含む異文の甚だしさを指摘したようなものであつた。成實堂文庫本の存在は、醍醐寺本のような形式の「菅」注記本の、伝承せられていることを証したことになる。

△注1▽神田喜一郎博士の「真福寺本遊仙窟解説」に見え、他にもその説をうけたと思われるものがある。

△注2▽この序文の訓説は、だいたい刊本の訓点にしたがつた。岡井慎吾博士の「日本漢字学史」の訓説文は、何故か原文とおりでないことを考へてのことである。

△注3▽コト点を示すべきであるが、印刷の困難さを考へて、以下いつさい具体的には説明しない。陽明文庫本の点図は、地上禎造氏のすぐれた解説(國語・國文 十一ノ二)に見える。

△注4▽岩波文庫本による。原本は、もちろんん片仮名まじり文である。

△注5▽以下、用例を示すのに②の如く記したのは、それが醍醐寺本においてあらわれている順序であり、末尾のカッコ内の漢数字は、古典保存会本における頁を示したものである。

△注6▽本誌(語文研究 第四・五号)に拙稿がある。

△注7▽以下、用例において③の如く示したのは、△注5▽に記したように醍醐寺本の番号であるが、その下に示したのは成實堂文庫本訳文であり、末尾のカッコ内の注記は、その本の丁数表裏を示す。

△注8▽これらが、同一本で菅家本であるとするのは、吉田幸一氏の説(國語と國文学 十二ノ七)であるが、その論は、①の例を見落している。一昭三四・一二・一三稿――

福岡学芸大学助教――